

飯田 剛

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(高齢社会対策担当)

内閣府で高齢社会対策を担当している飯田と申します。

私の方からは、本日のフォーラムの趣旨を補足する形で、高齢化の現状と高齢社会対策について簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

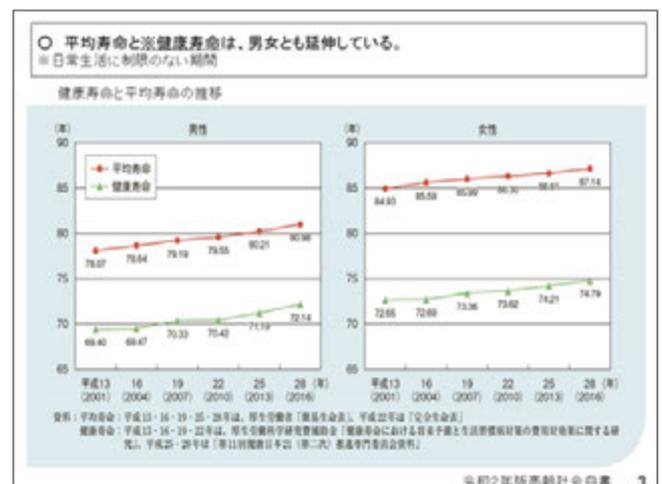
まず、日本における高齢化の現状ですが、65歳以上の高齢者の方が人口に占める割合である、高齢化率は、第2次世界大戦終了後から5年後

の昭和25年には5%弱にすぎず、若年者の方が中心の社会でしたが、その後、日本は急速に高齢化が進み、令和元年には28.4%で約4人に1人が65歳以上の社会となり、令和47年には38.4%、約2.6人に1人が65歳以上の社会になることが見込まれています。



次に、日本と、諸外国との高齢化率を比較すると、グラフの赤線が日本ですが、諸外国と比べると、日本は、欧米と比べ高齢化率が高まっていくスピードが速く、かつ、世界で高齢化率が最も高い水準にあります。これは、日本の少子化の進展と、次のグラフにもあるとおり、平均寿命・健康寿命の双方が、男女ともに延伸しており、長寿化が進んでいることが理由としてあげられます。

このように長寿化が進む中、今般の新型コロナ



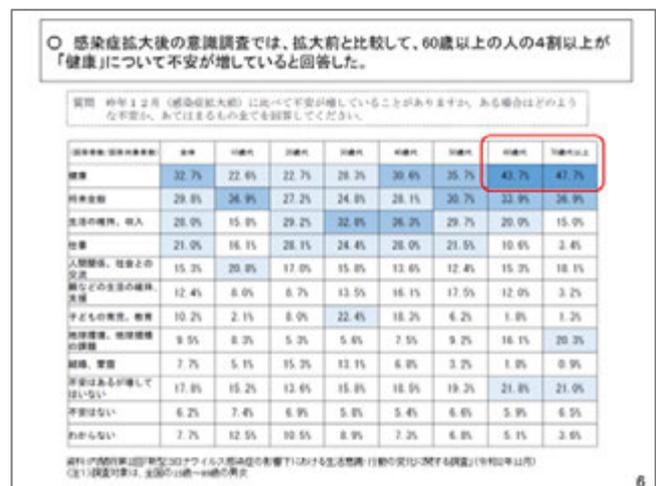
新型コロナウイルス感染症の拡大前に実施した令和元年度の調査結果ですが、まず、60歳以上の方に、経済的な暮らし向きについて聞いた結果をみますと、「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」、「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」をあわせると、経済面では、60歳以上の人の約4分の3が心配なく暮らしていると回答されており、平成28年の同様の調査の6割強から割合が高くなっています。



一方、平成26年度の調査でちょっと古いですが、同じく、60歳以上の方に、将来の日常生活への不安に感じることにについて聞いた結果をみますと、「自分や配偶者の健康や病気のこと」が67.6%、「自分や配偶者が寝たきり等介護が必要な状態になること」が59.9%と割合が高くなっており、健康や病気、そして将来の介護について不安が大きい状況にあります。

そして、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、昨年12月に、各年代の方に感染拡大前（令和元年12月）と比べて不安が増していることがあるかについて聞いた結果をみますと、新型コロナウイルス感染症が、高齢者の方が重症化するリスクが高いことも背景にあるかと考えますが、他の年代の方と比較して、60歳以上の方の4割以上が「健康」について不安が増している回答しています。

また、「将来全般」についてや、「人間関係、社会との交流」についても、不安が増している回答も、相対的に多くなっています。



こうした中で、藤原先生からの基調講演でもお話いただき、また、これから行われる分科会でも、コロナ禍の中で、国際間の比較も含め、どのように健康づくりや社会参加などを進めていくべきかご議論いただきますが、60歳以上の方で社会的な活動に参加されている方の割合をみると、約3人に1人とどまっている状況です。また、社会的な活動について、「特に活動はしていない」としている残りの6割の方について、属性別にみると、単身世帯の男性や、賃貸住宅にお住まいの方などが、活動していない方が多くなっています。



現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部都府県において緊急事態宣言が再発令され、不要不急の外出自粛など感染防止対策の徹底が必要不可欠な状況です。そして、再発令の対象地域以外にお住いの方を含め、お住いの地域における感染状況をみながら、ご自身やご家族の方の健康の確保、そして感染拡大防止のため、皆様一人ひとりが必要な取組をしていただくことが不可欠な状況でございますが、大きな方向性としては、今後とも感染状況を踏まえつつ、例えば、オンラインを通じてのコミュニケーションなど必要な感染防止対策をしっかりととりながら、高齢者の方自身の自己実現の観点に加え、健康づくりや、人口減少社会における様々な分野における担い手になっていただくという観点からも、高齢者の方に、地域のつながりを持ちつつ、一層の社会参加をしていただきたいというふうに思っています。

最後に、政府の取組を簡単にご紹介します。政府の取組といたしましては、平成30年2月に高齢社会対策大綱を策定しています。大綱の目的のところでは、高齢者を一律に65歳以上とかそういう見方は現実的なものではなくなりつつある、そして、基本的な考え方には、年齢にかかわらず活躍できるエイジレス社会を目指す、高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作っていく、そして、技術革新の成果を活かしていくとされています。

また、大綱では、6つの分野別に基本的施策を定めていますが、3つ目の柱として、学習・社会参加をあげております。そして、大綱等を受けて、内閣府では、本日開催しているフォーラムに加え、エイジレス・ライフ実践者・社会参加活動事例に関する紹介事業ということで、積極的に社会参加をされている高齢者の方や高齢者の団体の皆様の表章事業を通じて、高齢者の方の社会参加の促進に取り組んでおります。

以上で、高齢化の現状と高齢社会対策の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

新たな高齢社会対策大綱の概要(平成30年2月16日閣議決定)

○高齢社会対策大綱

【法的根拠】
 ・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針
 (高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)第6条)

【改定の経緯】
 ・旧大綱の規定(5年後に見直し)に基づき、高齢社会対策会議(会長:総理)で見直しを決定
 ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催【座長:清家 篤(慶應義塾大学法学部教授(前総長))】

第1 目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的
 ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。
 ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることができる環境をつくる。

2. 基本的考え方
 (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 ○年齢区分でライフステージを画一化するの見直し
 ○誰かが安心して暮らせる「全世代型の社会保障」も見直える
 (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に掲げる地域コミュニティを作る。
 ○多世代間の協力協定や社会的孤立を防止
 ○高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり
 (3) 技術革新の成果を可能な限り個人・高齢社会対策を志向する。
 ○高齢者の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支援となる課題(身体・認知能力等)への解決策をたもたす可能性を探る

(注)資料出典:「高齢者」の定義は「65歳以上」と定められているが、この年齢区分は、個人や地域によって異なる。また、高齢者の定義も、国や地域によって異なる。この大綱では、高齢者の定義を「65歳以上」としている。この大綱は、高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)第6条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として策定されたものである。

第2 分野別の基本的施策(主な施策)

1. 就業・所得
 ○エイジレスに働く社会の実現に向けた環境整備
 職業・職業の普及促進、リカレント教育の体系的拡充、高齢者の就業支援、公益職の充実と上げの検討
 ○公的年金制度の安定化の確保
 年金の持続可能性の確保(給付の拡大(70歳以降)の検討)
 ○資産形成等の支援
 心の等しい年金制度等の普及、高齢者にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護

2. 健康・福祉
 ○健康づくりの総合的推進
 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動
 ○持続可能な介護保険制度の運営
 地域包括ケアシステムの強化・推進、介護保険の改善促進、介護サービスの質の向上
 ○持続可能な高齢者医療制度の運営
 認知症ケアプログラム等による認知症ケアの推進
 ○認知症高齢者支援施策の推進
 認知症ケアプログラム等による認知症ケアの推進
 ○人生の最終段階における医療のあり方
 相対に適切な対応できる人材の育成、国民向けの情報提供
 ○住民等を中心とした地域を支え合いの仕組みづくりの促進

3. 学習・社会参加
 ○学習活動の促進
 多様な学習機会を提供、社会貢献教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備
 ○社会参加活動の促進

4. 生活環境
 ○豊かで安定的な自生活の確保
 リバースモーゲージの普及、住宅環境整備事業向け賃貸住宅の供給促進
 ○高齢者に「満たさるべき」の総合的推進
 「生活環境のまちづくり」による、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進
 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
 運転免許制度の見直しと高齢者運転者の特性を踏まえた対策の推進、防犯カメラ・センサーの普及と活用
 ○成年後見制度の利用促進
 相続後見ネットワークの推進、欠陥債権の見直し

5. 研究開発・国際社会への貢献等
 ○先端技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転自動車
 ○研究開発等の推進と基盤整備
 統計・制度の目的に基き、年齢区分を明確にし、統計の活用を促進、高齢者向け市場の活性化
 ○諸外国との知見や課題の共有
 日本の介護を学び借鉴するアジア人材の拡大等、日本の得意分野の国際社会への展開、課題共有・連携強化

6. 全ての世代の活躍推進

第3 推進体制等 ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など

エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業

○我が国では、平均寿命が男性で78歳、女性で79歳を超えており、高齢者がいても、地域の人とのつながりを通して自ら健康な生活を営むことは、ますます必要とされている。
 ○特に高齢者が自ら、自分からやりたいとする世帯の増加は、社会参加の重要性を示している。地域と連携して、よりよい生活を送るために自ら主体的に生活を送ることを実現している事例が各地に広がって社会参加活動の推進のきっかけとなる事例も増え、広がっている。
 ○近年では技術革新により高齢者もよりよい社会環境が実現していることに加え、各世代が互いに協働活動の場を創出する機会も増え、個人・地域間の連携による社会参加活動が広がっている。高齢者も積極的に参加している。

※高齢社会のよりよい活動事例を広く紹介する目的で、本冊子では、高齢者だけでなく、若年層の事例も紹介している。

都道府県等による推進

【令和2年度】
 エイジレス・ライフ実践者 75名
 社会参加活動グループ 59団体

【例】
 農と食文化の継承活動
 伝統的行事の継承活動
 障がい者の活動、子育て支援活動等

内閣府による推進

【令和2年度】
 エイジレス・ライフ実践者 46名
 社会参加活動グループ 45団体

※推進事例
 ・障がい者の人への就業支援
 ・高齢者の就業支援
 ・高齢者の就業支援
 ・高齢者の就業支援

【例】
 ・障がい者の人への就業支援
 ・高齢者の就業支援
 ・高齢者の就業支援
 ・高齢者の就業支援

【取組】
 ○内閣府のホームページで事例紹介
 ○自治体ごとに調査(調査票)に注目(見逃さないように)
 ※「老人の日」の月次印刷物のイベントで発表等
 ○「老人の日」の月次印刷物に併せて記事発表
 (ホームページ掲載、ローカルメディアへの情報提供等)
 ○高齢社会フォーラム(地方発)で一部発表及び紹介